| | | |
|---|---|---|
| ㈱徳力本店 | 17,430,000 | |
| 協和製函㈱ | 16,283,400 | |
| その他 | 18,502,951 | ㈱昭文社他 |
| 合　　計 | 120,977,840 | |

ロ．未払金

（単位：円）

| 内　　容 | 金　　額 | 摘　　要 |
|---|---|---|
| 千代田工販㈱ | 106,199,026 | |
| ㈱インターネットイニシアティブ | 102,888,072 | |
| 関東物産㈱ | 68,793,060 | |
| ㈱建築研究室 | 48,615,000 | |
| その他 | 1,856,956,294 | 退職手当等 |
| 合　　計 | 2,183,451,452 | |

c．収益の部
特記すべき事項はありません。
d．費用の部
特記すべき事項はありません。

## 独立行政法人理化学研究所公告

平成 22 年４月 14 日

独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

**独立行政法人理化学研究所の定年制職員給与規程等の一部変更**

定年制職員給与規程及び任期制職員給与規程の一部を平成22年３月１日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。

なお、詳細については、当所ホームページ（http://www.riken.jp/）により公表する。

## 特定計量器型式承認

**○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 102 号**

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年３月29日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 22 年４月 14 日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第K101号
2、名称　矢崎資源株式会社
3、住所　東京都港区三田１丁目４番28号
4、特定計量器の種類　ガスメーター

1、承認番号　第K102号
2、名称　矢崎資源株式会社
3、住所　東京都港区三田１丁目４番28号
4、特定計量器の種類　ガスメーター

1、承認番号　第K103号
2、名称　東洋ガスメーター株式会社
3、住所　富山県射水市本江2795番地
4、特定計量器の種類　ガスメーター

1、承認番号　第K104号
2、名称　東洋ガスメーター株式会社
3、住所　富山県射水市本江2795番地
4、特定計量器の種類　ガスメーター

1、承認番号　第L109号
2、名称　株式会社東芝
3、住所　東京都港区芝浦一丁目１番１号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第L1010号
2、名称　株式会社東芝
3、住所　東京都港区芝浦一丁目１番１号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第D107号
2、名称　新光電子株式会社
3、住所　東京都文京区湯島３－９－11
4、特定計量器の種類　非自動はかり

**○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 103 号**

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成22年３月29日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 22 年４月 14 日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第D104号
2、名称　東莞百利達健康器材有限公司
3、住所　中華人民共和国広東省東莞市南城区宏図高新科技開発区
4、特定計量器の種類　非自動はかり

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年４月 14 日

東京都杉並区高井戸西３丁目５番24号
日本年金機構
理事長代理人　調達部長　遠藤　一英

**○第 13 号**

1　調達内容
⑴　品目分類番号　6
⑵　調達等件名及び数量　被保険者記録照会回答票用窓開封筒の作成　予定数量　3,157,000枚
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　契約締結日から平成23年３月31日まで
⑸　納品場所　日本年金機構が指定する場所

2　競争参加資格
⑴　当該契約の締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
⑵　国又は日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
②　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
⑥　上記により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
⑶　平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」Ａ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であること。
⑸　当該業務を確実に実施できると証明した者であること。
⑹　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑺　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑻　その他、入札説明書に定める資格を有する者であること。